

令和7年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月22日（月曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稻田 優	竹下 助範	山下 正成	新原 正次
岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策	前原 幸太郎
田上 みゆき			

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小夜子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
中津 富夫	土器 三紀夫	中津 ゆみ子	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

農業委員 森永 良仁

農地利用最適化推進委員 米倉 千春

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 川上 大輔
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主査 宮原 直子
農地調整係主事 遠目塚 畏	

議 題

- 報告第11号 農地等の合意解約について
- 報告第12号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 報告第13号 農地法第4条の規定による許可書の返戻について
- 報告第14号 農地改良届について
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第41号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第44号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

事務局長	<p>ただいまから、令和7年12月定例農業委員会総会を開催します。</p> <p>委員の皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼。（一同礼）</p> <p>おはようございます。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>（挨拶並びに会務報告）</p> <p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>本日の出席委員は、森永委員、米倉委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員17名で、定足数に達しています。</p>
議長（会長）	<p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に山下委員と岩屋委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の審議に入ります。</p> <p>報告第11号から報告第14号、並びに議案第39号から議案第44号までを議題とします。</p> <p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>（議案朗読）</p>
議長（会長）	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告並びに議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第11号「農地等の合意解約について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第11号、農地等の合意解約について説明します。</p>

	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は35件です。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年12月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりです。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>整理番号1番ですが、耕作者が耕作できなくなった旨の申し出があり、解約するものです。</p> <p>整理番号2番ですが、耕作者変更に伴う解約です。</p> <p>整理番号11番から30番につきましては、○○○○○○○○○のハウスの契約で、1筆の農地を○人で借りているため、両括弧の枝番表示がされています。</p> <p>整理番号10番、12番、33番、34番、35番につきましては、○○畠かん地域で、仮地番で契約していたものを本地番で契約するため、解約するものです。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第11号について質疑を求める。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第11号の質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第12号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて報告します。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>取下申出件数は5件です。</p>

申出人の住所、氏名については省略します。

7ページをお開きください。

説明の前に申し訳ございませんが、議案書の修正をお願いします。

整理番号3番の土地の表示の欄で、集計部分で「田1筆、994平メートル」と記載していますが、「畠1筆、994平メートル」が正しい記載となります。

それでは説明に入ります。

整理番号1番から次の8ページの整理番号5番まで、譲受人が同一法人であり、また、取下理由が同じであるため、最後に一括して説明します。

整理番号1番。

申出地の表示は、大字〇〇字〇〇〇、田3筆、2185平メートルを太陽光発電設備として売買されるものでした。

整理番号2番。

申出地の表示は、大字〇〇字〇〇、田1筆、1556平メートルを太陽光発電設備として売買をされるものでした。

整理番号3番。

申出地の表示は、大字〇〇字〇〇〇、畠1筆、994平メートルを太陽光発電設備として売買をされるものでした。

整理番号4番。

申出地の表示は、大字〇〇字〇〇、田1筆、2074平メートルを太陽光発電設備として売買をされるものでした。

8ページをお開きください。

整理番号5番。

申出地の表示は、大字〇〇字〇〇〇および〇〇〇、田9筆、6328平メートルを太陽光発電設備として売買をされるものでした。

整理番号1番から整理番号5番について、取下理由につきまして

	<p>は、令和6年4月30日の農業委員会総会で許可相当の決定を受けたが、太陽光発電事業の計画を中止したため、取り下げるものです。</p> <p>取下願いの提出を受けましたので、令和7年12月15日付けで県に取下願いを提出しています。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第12号について質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第12号の質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第13号「農地法第4条の規定による許可書の返戻について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第13号、農地法第4条の規定による許可書の返戻について説明します。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>返戻申出件数は1件です。</p> <p>申出人の住所、氏名については省略します。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地の表示は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、634平米を宅地、一般個人住宅敷地として、昭和54年12月19日付けで4条転用許可を受けたものです。</p> <p>令和7年12月5日付で返戻願いが出されました。</p> <p>返戻の理由としましては、農地転用許可を受けた申請人の死亡に伴い、一般個人住宅事業が完了となつたため返戻するものです。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第13号について質疑を求めます。</p>
--	--

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第13号の質疑を終結します。</p>
事務局	<p>次に、報告第14号「農地改良届について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第14号、農地改良届について説明します。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>届け出件数は1件です。</p> <p>届出人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>土地の表示は、大字〇〇字〇〇〇〇、田1筆、1287平米です。</p> <p>改良目的は、用水が引けず水田としての利用が難しいため、田を畠へ変更するものです。</p> <p>改良概要は、工事等で出た残土を20センチ盛り土し、取り置きしていた表土を戻されるものです。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、報告第14号については、中津ゆみ子委員より届け出の内容等について事前に調査をしていただいているので、報告をしていただきます。</p>
中津ゆみ子委員	<p>農地改良届について報告します。</p> <p>場所は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>農地は、豚舎跡地があつたため土壤がシラスで、水田としての利用が難しくなつたため、畠として利用したいということです。</p> <p>周辺の農地に土が流出しないようにしますということです。</p> <p>以上報告します。</p>

議長（会長）	<p>担当委員より調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、報告第14号について質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>議長（会長）</p> <p>質疑がないようですので、報告第14号の質疑を終結します。</p> <p>次に、議案に入ります。</p> <p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転15件、権利の設定4件、計19件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、1260平米の売買です。</p> <p>総額○○○円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>畑1筆、2542平米の贈与です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>次の15ページまでになります。</p> <p>畑5筆、3406平米の売買です。</p> <p>総額○○○円です。</p> <p>備考欄のとおり、稻田会長、山下委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号4番。</p>
--------	--

田2筆、3368平米の売買です。
総額○○○円です。
整理番号5番。
畠1筆、830平米の売買です。
総額○○円です。
備考欄のとおり、山下委員の掘り起こしです。
整理番号6番。
田1筆、768平米の売買です。
総額○○○円です。
備考欄のとおり、山口委員の掘り起こしです。
整理番号7番。
田1筆、1462平米の売買です。
総額○○○円です。
整理番号8番。
次の18ページまでになります。
田4筆、3015平米の売買です。
10アール当たり○○○円です。
整理番号9番。
次の19ページまでになります。
田1筆、655平米の贈与です。
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。
整理番号10番。
田1筆、735平米の売買です。
総額○○○円です。
整理番号11番。
田2筆、1604平米の売買です。
総額○○○円です。
整理番号12番。

田1筆、1864平米の売買です。
総額○○○円です。
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。
整理番号13番。
畠1筆、1604平米の売買です。
総額○○○円です。
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。
整理番号14番。
次の21ページまでになります。
畠2筆、855平米の売買です。
総額○○円です。
備考欄のとおり、山下委員の掘り起こしです。
整理番号15番。
田1筆、1017平米の売買です。
総額○○○○円です。
備考欄のとおり、吐師委員の掘り起こしです。
続きまして、22ページをご覧ください。
権利の設定になります。
整理番号1番。
田2筆、2075平米の賃貸借です。
価格は、全部で糸○○キロです。
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。
整理番号2番。
田1筆、1087平米の賃貸借です。
価格は、全部で○○円です。
農地を新規で取得されますので、営農計画書も併せて提出されています。
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。

	<p>た。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。</p> <p>はい、山下委員。</p>
山下委員	<p>整理番号2番について報告します。</p> <p>まず、農地ですが、農地は〇〇〇〇〇自治会にありまして、自治公民館より東側に約200メートル行ったところです。</p> <p>農地は、基盤整備はされていません。</p> <p>そして、形状はやや良いというような状態です。</p> <p>周辺は、畑と山林に囲まれています。</p> <p>北側は農道で、西側と東側は畑、南側は山林です。</p> <p>日照は良いと思います。</p> <p>接道も良いと思います。</p> <p>排水についても良好だと思います。</p> <p>申請地は、現在、半分はホウレンソウが作付されており、半分はクヌギ山の状態です。</p> <p>そのクヌギは、あとで切るということです。</p> <p>続きまして、受け人について報告します。</p> <p>受け人は専業農家でありまして、露地野菜を主に作っておられます。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者は、現在〇〇歳の息子さんがいます。</p> <p>今後の利用はやっぱり畑として、クヌギを伐採して、そこを畑に戻すということです。</p> <p>周囲の畠畔の状況は良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長（会長）	<p>次の整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告も、山下委員にお願いします。</p>
山下委員	<p>整理番号3番について報告します。</p>

まず、農地ですが、農地は〇〇〇〇〇自治会にあります、自治公民館より南西に300メートルぐらいのところに位置します。

基盤整備はされていません。

農地の状況はやや良いのですが、台形のような形です。

申請地の周囲は、畠と山林に囲まれています。

南側が畠、北側は山林です。

日照は良いです。

接道も良いです。

排水も良いです。

現在は、何も作付されていません。

この畠は、10月28日に第1小委員会で農地パトロールをした畠です。

その畠の所有者が売買するということで、隣の山と境界でもめていたところを、その隣の山の所有者が買うということになりました。

今までいろいろもめてきましたが、ようやく売買が成立しまして安堵したところです。

次に、受け人について説明します。

受け人は、〇〇〇〇の自治会内にお住まいですが、経営状況は専業の農家です。

渡し人との関係は他人です。

後継者は、〇〇歳の息子さんがいるということです。

取得後は、畠として野菜を作るということです。

農地の畦畔の状況は良好です。

所有地の畦畔の状況も良好です。

	<p>地域との調和も良好だと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。</p>
園田委員	<p>整理番号4番について報告をします。</p> <p>まず農地ですが、山麓線の県道53号から〇〇の方に上りますと、1キロぐらい〇〇〇公民館から行ったところの西側に位置します。</p> <p>〇〇〇〇さんの事務所がありました西側と言えば、お分かりいただけるのかなと思います。</p> <p>農地としては、山あいにあって、そう条件の良い場所ではありません。</p> <p>今回の売買に至った時点では、すぐ隣に受け人の田んぼがあつて、相談したところ受け人が作るということになったようです。</p> <p><u>基盤整備</u>はしてありません。</p> <p>農地の形状は悪いです。</p> <p>周辺一帯は、田んぼ、山林、そういう山あいの農地です。</p> <p>日照と接道は不良です。</p> <p>用排水は、まず〇〇〇水系の上流にありますので取水は良いです。</p> <p>農地については以上です。</p> <p>それから、受け人について報告します。</p> <p>受け人の住所は〇〇自治会にあって、いま申したように下ってきて農地を耕しているということで、今回の話がまとったということです。</p> <p>以前は、受け人は〇〇〇にお勤めで、定年退職後規模はそう大きくはありませんが、繁殖和牛と米との専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p>

	<p>隣同士に田んぼがあったということです。</p> <p>後継者は子供が○人いますが、今のところ農業経営をさせるような規模でもないので、将来はわからないということでした。</p> <p>取得後は水稻を作っていくということです。</p> <p>今年も水稻が植えられていたようです。</p> <p>所有農地の畦畔の管理は良好、地域との調和も良好です。</p> <p>懸念されることは、獣害がひどい場所であるということですね。</p> <p>一応フェンスは張ってありますが、その下をくぐってイノシシが出入りしていくとのことで、そこの改修を1年かけてやりたいということでした。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号5番の農地および申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。</p>
山下委員	<p>整理番号5番について報告します。</p> <p>まず、農地ですが、農地は○○○○○自治会内にあります、○○○○○公民館より南の方に400から500メートルぐらい行ったところの畠です。</p> <p>現在、未整備です。</p> <p>農地の形状はやや良いというような状態です。</p> <p>申請地の周辺は、北、西が道路で、東側が畠です。</p> <p>日照は良いです。</p> <p>接道も良いです。</p> <p>排水も良いです。</p> <p>そこには農地にクヌギを植えてあったのですが、違法だということで現在は伐採してあります。</p> <p>クヌギの根を掘り起こして畠に戻すという条件で、この受け人の方が買われるということです。</p> <p>続きまして、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、○○○○○自治会内にお住まいです。</p>

	<p>現在、若手で園芸、そして稻作を主体として一生懸命頑張ります。</p> <p>専業農家で、渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者は現在〇〇代で、まだ〇〇歳になっていないので、後継者はわかりません。</p> <p>取得後の利用は、クヌギ山を畠に戻して利用するということです。</p> <p>所有地の畦畔は良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p> <p>以上報告終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p>
山口委員	<p>それでは、農地調査の報告をします。</p> <p>整理番号6番の1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>西の方に行きますと、〇〇との境界がありますが、そこから南の方に田んぼが続いています。</p> <p>基盤整備済みです。</p> <p>申請農地周辺状況は、山に隣接した場所ですが、日照も問題ないと思います。</p> <p>水稻が作付されています。</p> <p>以上、農地について報告します。</p> <p>次に、申請人「受け人」の調査報告をします。</p> <p>整理番号6番について、受け人の報告をしますが、受け人の状況は稻作主体の兼業農家です。</p> <p>〇町歩の田、ハウス〇反歩の経営です。</p> <p>〇〇に勤務しながら夫婦で営農に取り組んでいます。</p> <p>退職後は、米作りに専念したいと思いますと言われています。</p>

	<p>地域との調和については、所有農地について畦や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号7番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。</p> <p>整理番号7番について、農地の報告と受け人の報告をします。</p> <p>まず農地ですが、〇〇〇〇〇自治会にあります。</p> <p>県道山麓線から入って行きますと、900メートルぐらい行ったところの右手にある田んぼです。</p> <p>基盤整備はしていないということでした。</p> <p>農地の形状は正方形で、周辺一帯は田んぼです。</p> <p>周辺は、耕地整理がしてあります。</p> <p>日照は良好です。</p> <p>接道もあります。</p> <p>用排水もあります。</p> <p>作付は稻作で、いま1筆になっていますが、元々は2筆でハウスが建っていました。</p> <p>今回買われて、その畦は取って一つにするということでした。</p> <p>続きまして、受け人について報告します。</p> <p>受け人は〇〇〇〇〇自治会に住んでいて、公民館の近くです。</p> <p>當農状況は専業で、稻作をされています。</p> <p>受け人との関係は、近所付き合いだからということでした。</p> <p>後継者の有無については、有りと。</p> <p>取得後の利用状況は、田んぼをするということでした。</p> <p>畦畔管理は良好です。</p> <p>地域との調和は良いです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、整理番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p>
--	--

吉田委員	<p>整理番号8番について報告します。</p> <p>申請4筆は、〇〇〇地区の水田地帯の中にはあります。</p> <p>4筆はそれぞれ離れてはいますが、字〇〇〇の広い田んぼ以外の3筆は今後耕地整理される予定で、自作されている田と合わせて大きな田んぼになると思われます。</p> <p>日照、接道、用排水も良好です。</p> <p>受け人の営農状況についての状況は、稲作と繁殖牛の複合経営です。</p> <p>渡し人との関係は親戚です。</p> <p>受け人は専業農家で、後継者もおり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、整理番号9番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	<p>整理番号9番について、申請人「受け人」、申請農地の両方と一緒に説明を行います。</p> <p>申請地およびその周辺の状況について、申請地は水田地帯です。水田地帯の一角にあります。</p> <p>受け人の営農状況について、水稻主体の専業農家です。</p> <p>時々建設業をされています。</p> <p>地域との調和について、譲受人は所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	次に、整理番号10番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。
永田委員	<p>整理番号10番について報告します。</p> <p>農地は、〇〇〇〇〇地区にありますが、場所は〇〇と〇〇〇〇のちょうど境目のところの、〇〇〇〇の少し手前のところから右へ入って行きますと、400メートルぐらい行ったところにあります。</p>

	<p>す。</p> <p>400メートルぐらい行った左側のちょうど道路の下にあります が、基盤整備はされています。</p> <p>農地の形状は、正三角形です。</p> <p>周辺は田んぼです。</p> <p>日照は良好、接道も良好、用排水も良好です。</p> <p>作付は水稻です。</p> <p>別に問題はないと思います。</p> <p>続きまして、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、ちょうどこの田んぼの横を所有する人で、私以外の 人は買わないだろうということでした。</p> <p>専業農家でありまして、稻作と繁殖牛をされています。</p> <p>関係は、他人だそうです。</p> <p>後継者はいるということでした。</p> <p>取得後の利用は水田のままで、畦畔は良好です。</p> <p>地域との調和は、私が知ってる限り良いです。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号11番の農地の報告を森永委員に代わって事務局 に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、整理番号11番の農地について、森永委員の調査報告 を代読します。</p> <p>申請農地は○○○自治会内にあり、基盤整備がされている水田で すが、市道に接しているため少し台形ですが、農地の形状は良い です。</p> <p>申請農地周辺の状況は、水田地帯です。</p> <p>日照、接道、用排水も良好で、問題ないと判断します。</p> <p>以上代読により報告します。</p>

議長（会長）	次に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。
下原委員	整理番号11番の受け人の状況について報告します。 受け人の営農状況は、稻作主体の専業農家で後継者もいます。 所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、整理番号12番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	整理番号12番、申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。 申請地およびその周辺の状況については稻作です。 申請地は水田ですが、水田地帯の一角にあります。 受け人の営農状況について、稻作、園芸主体の専業農家です。 地域との調和について、譲受人は専業農家で所有農地の管理も行き届いていると判断します。
議長（会長）	次に、整理番号13番の農地および申請人「受け人」の報告も増田委員にお願いします。
増田委員	申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。 整理番号13番について、申請地およびその周辺の状況について申請地は畑ですが、一帯は畠地帯です。 受け人の営農状況について、畜産主体の専業農家です。 地域との調和について、譲受人は専業農家で、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。 〇〇番と〇〇番は、特異なケースでありまして、譲渡人が19日の日に亡くなりまして、申請をどうするか迷っていましたが、事務局の方に相談しましたら、申請はそのままで良いということでした。 詳しいことは、事務局に聞いていただければと思います。
議長（会長）	はい、事務局長。
事務局長	いま増田委員の方から説明がありました〇〇番と〇〇番の売り主

	<p>についてですが、増田委員の報告では申請後12月19日にお亡くなりになったということです。</p> <p>それに対しまして、効力について事務局で調べたところですが、農地法の許可前に申請人が死亡した場合の取扱いとしまして、売り主が死亡した場合の許可手続きについてはそのまま進行するということで、本日の総会で決定になればその決定、すなわち許可は有効であるとの説明です。</p> <p>申請後売り主が死亡しても、申請の効力は相続人に承継されるため、許可申請をやり直す必要はないということです。</p> <p>ただし、所有権移転登記、今後登記をすることになりますけれども、その際は一度売り主の相続登記をしてから所有権移転登記をする必要があるというようなことになっているようです。</p> <p>参考までに、買い主が死亡した場合ということですが、買い主が死亡した場合は、許可は無効ということで、今回仮に借主がお亡くなりになった場合は、審議から除外することになったかと思いますが、今回は売り主ということですので、これは審議を継続していただきまして、譲受人の要件等を審議していただくことになろうかと思います。</p> <p>参考までに説明します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号14番の農地および申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。</p>
山下委員	<p>14番について報告します。</p> <p>まず農地ですが、農地は、〇〇〇〇〇自治会でしょうか、その境にありまして、先ほど報告しましたクヌギの畠の隣です。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状は悪いです。</p> <p>農地の形状は1枚の畠の真ん中を農道が通りまして、二つに分断されている状態の畠です。</p>

	<p>申請地の周辺は、南側が畠、北側、東側が山林です。</p> <p>日照はやや良いというような状態で、接道は良いです。</p> <p>用排水も良好です。</p> <p>現在畠が2筆になっていますが、苅谷〇〇〇〇一〇の畠は現在耕起されていますが、〇〇〇〇一〇という畠は、現在は雑木、杉が繁茂している状態です。</p> <p>続きまして、受け人の報告をします。</p> <p>受け人は先ほど説明した畠の受け人と一緒で、専業で露地野菜と水稻主体です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者もまだ現在はいません。</p> <p>取得後は畠として利用するということです。</p> <p>周辺農地の畦畔は良好です。</p> <p>地域との調和も良好です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号15番の農地および申請人「受け人」の報告を吐師委員にお願いします。</p>
吐師委員	<p>それでは、整理番号15番の申請農地から報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>場所は、〇〇中学校のグラウンドより南の方に約100メートルのところにあります。</p> <p>基盤整備はされていませんが、農地の形状は長方形のきれいな形です。</p> <p>申請農地の周辺の一帯は、東、北、西側が宅地で、南が市道に接しています。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>申請農地の作付は、水稻が植えてあったと思います。</p> <p>続きまして、受け人の報告をします。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内にいます。</p>

	<p>営農状況は、稲作を主体とした専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は、昔からの知人だということです。</p> <p>後継者は息子さんがいますが、今現在は県外の方にいるということで、将来はまだわからないということでした。</p> <p>取得後の利用状況は、田んぼは水稻を作るということです。</p> <p>所有農地の畦畔の管理とか、地域との調和は良好だということです。</p> <p>以上終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、権利の設定、整理番号1番の農地および申請人「受け人」の報告を、増田委員にお願いします。</p>
増田委員	<p>申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。</p> <p>整理番号1番について、申請地およびその周辺の状況について、申請地は水田です。</p> <p>水田地帯の一角にあります。</p> <p>受け人の営農状況について、水稻、畜産主体の専業農家です。</p> <p>地域との調和について、譲受人は所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>次の権利の設定、整理番号2番の農地および申請人「受け人」の報告も、増田委員にお願いします。</p>
増田委員	<p>申請人「受け人」の両方について報告します。</p> <p>整理番号2番について、申請地およびその周辺の状況ですが、申請地は田んぼです。</p> <p>受け人の営農状況について、兼業農家で会社員です。</p> <p>地域との調和について、譲受人は地域の共同作業に参加したいということで、積極的です。</p>
議長（会長）	<p>次の権利の設定、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告も、増田委員にお願いします。</p>
増田委員	<p>申請人「受け人」、申請農地の両方について報告します。</p>

	<p>整理番号3番について、申請地およびその周辺の状況について、申請地は水田です。</p> <p>水田地帯の一角にあります。</p> <p>受け人の営農状況について、稲作主体の専業農家です。</p> <p>地域との調和について、譲受人は取得後の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>次の権利の設定、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告を、下原委員にお願いします。</p>
下原委員	<p>整理番号4番の農地と受け人について、報告します。</p> <p>申請地は、〇〇〇自治会内で、基盤整備された水田です。</p> <p>周囲一帯は、宅地と水田が混在した場所です。</p> <p>形状も良く、日照、接道、用排水も問題ありません。</p> <p>現状は2筆が1枚になっており、耕起されてました。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作主体の兼業農家で、後継者もいます。</p> <p>営農も一生懸命取り組まれ、管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>各委員から調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前の調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがいまして、計19件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長（会長）	判断根拠の説明が終わりました。

	<p>それでは、議案第39号の審議に入ります。</p> <p>ここで、所有権移転、整理番号1番の譲受人は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長（会長）	<p>それでは、所有権移転、整理番号1番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転、整理番号1番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、所有権移転、整理番号1番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>(○○委員 着席)</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号11番の譲受人は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長（会長）	それでは、所有権移転、整理番号11番の審議に入ります。

	各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 それでは、所有権移転、整理番号11番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、所有権移転、整理番号11番は、お諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	それでは、所有権移転、整理番号1番と11番を除く議案第39号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。
杉元委員	はい、杉元委員。 整理番号の○番について伺いますが、15ページです。 移転の時期が令和8年3月31日なっていますが、他は総会日の令和7年12月22日ですが、3月31日というのはどういう理由でそうなったのですか。
議長（会長）	はい、山下委員。
山下委員	○番について説明します。 先ほど説明したこの畠は、以前小委員会で農地パトロールをした畠なのですが、さかのぼること七、八年前からもめていた畠です。 警察も入っていろいろ問題があった畠ですが、ここを借りて耕作

	<p>している方から相談がありました。</p> <p>それで仲裁に入ったのですが、いろいろ話を聞いていく中で解決のめどがつかなかったわけです。</p> <p>それで、会長にも相談して、会長と2人で話し合いながら農業委員会の事務局を中に入れて、協議していく中で譲受人がその畠を買うという判断をしてもらいました。</p> <p>それで、この所有者に相談をもっていったところ、最初は絶対売らないということでした。</p> <p>この人には絶対売らないというようなもめ事がこれまでありました、なんとか所有者とその奥さんを説得しまして、今回の売買となりました。</p> <p>それで、12月2日に両者を市役所の会議室に呼んで、両者に売買契約を交わしてもらったところです。</p> <p>その契約の中で、代金の支払いをしなければ権利は移転しないという条件を付けて、来年の3月31日までの期間に権利を移転するようにということで、移転の時期がこの時期になっています。</p> <p>それで、事務局にも同席をお願いして契約書を交わしまして、買い主が来年の3月31日までには代金支払いをするからその内容でお願いしたいということで、権利の移転時期が決まったわけです。</p>
議長（会長）	よろしいですか。
杉元委員	はい、杉元委員。
	事情が複雑なようですので、できれば早く支払いをしてもらった方が、当事者にも良いだろうと思ったので質問しました。
	はい、了解しました。
議長（会長）	はい、山下委員。
山下委員	私たちもそう思いまして、できれば早い方が良いと思いましが、なにせ買い手の方の都合がありますので、このような結果になり

	ました。
議長（会長）	よろしいですか。
杉元委員	はい。
議長（会長）	事務局長より補足説明をお願いします。
事務局長	移転の時期については山下委員が言われたとおりですが、買受人の説明では金銭の支払いがどうしても年明け以降になるということでしたので、金銭の支払いが済んだ後に所有権移転ということを条件としましたので、その関係で3月31日という期日で話し合いが決まったところでした。
議長（会長）	山下委員から補足です。
	はい、山下委員。
山下委員	代金支払いの関係でその期日になったのですが、なるべく早く支払いをするという買い手からの話です。 できれば早く所有権移転をしたいということです。
	よろしいでしょうか。
杉元委員	はい。
議長（会長）	次に、竹下会長代理。
竹下会長代理	先ほど説明がありました整理番号〇〇番についてですが、確認をします。 農業委員会の許可が出る前に渡し人が亡くなったということですが、そのまま許可を出して良いというような説明でした。 確認ですが、受け人に渡す段階では一応相続人が何人いらっしゃるかわかりませんが、相続人が相続し登記をした上で渡すということですね。 その確認です。
議長（会長）	事務局長より説明していただきます。
事務局長	今のご質問ですが、あくまで申請者が、渡し人も含めてですが、生存中に申請をされて、農業委員会の総会決定までの、その間に

	<p>お亡くなりになった場合のケースということで説明をしますけれども、先ほど説明しましたとおりですが、譲渡人が亡くなつても農業委員会のこの総会での決定があれば許可は有効ということになります。</p> <p>その後の手続きについては、相続登記をまず行うということが必要になるということです。</p> <p>相続登記をして、その後に買い主に所有権移転を行うということになります。</p> <p>ですので、相続者の同意を得て、登記をまず行う行為がないと、最終的に所有権移転ができないということになりますので、許可書としては、所有権移転登記をする際の添付書類としては有効であるとなっているようです。</p>
議長（会長）	はい、増田委員。
増田委員	<p>付け加えますが、子供さんが○人います。</p> <p>もう子供さんは葬儀に帰ってきておられますので、この場合○○番ですが、譲渡人が1週間ぐらい前に相続されたばかりです。</p> <p>譲渡人のお父さんはすでに亡くなつておられましたので、お父さんから相続されましたか、また今回亡くなられましたので、相続登記をする際は、子供さんが相続をして登記するという形になろうかと思います。</p> <p>これは、いま司法書士を入れて進めていますので、この許可が出れば有効ということで進めたいと思います。</p> <p>以上の説明でよろしいですか。</p>
議長（会長）	はい、竹下会長代理。
竹下会長代理	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>もう一点確認ですが、子供さんが相続するわけですが、相続して売買をしなければなりませんが、その時点での農業委員会での許可申請はいらないのですか。</p>

事務局長	よろしいですか。
議長（会長）	はい、事務局長。
事務局長	<p>農地法の申請は、あくまで今回お亡くなりになった方から譲受人への売買の許可ということになりますので、いま会長代理が申された相続をした後に再度買い主に対して、農地法の申請は必要ないかということについては、必要ないということです。</p> <p>亡くなった売り主名義の許可書、すなわち今回の許可書を添付して相続人から買い主への所有権移転登記を行うという流れになるようです。</p>
議長（会長）	よろしいですか。
竹下会長代理	はい、わかりました。
議長（会長）	他にないですか。
下原委員	<p>はい、下原委員。</p> <p>〇〇ページの〇〇番の受け人について、もう1回説明をお願いしたいのですが、取得後は田んぼとして利用されると説明されましたが、価格の方が少し高いのでこの金額の説明をお願いします。</p> <p>〇〇番についての価格について、吐師委員の方から説明があります。</p>
議長（会長）	はい、吐師委員。
吐師委員	<p>場所が、〇〇〇〇〇のグラウンドの南の100メートルぐらいのところで、宅地の中にあります。</p> <p>それともう一点は、今回取得される田んぼ、自宅の隣の田んぼということで、どうしても欲しいということでこの金額になりました。</p> <p>また、譲受人の方とも昔からの知り合いということで、お二人で話し合いをされてこの金額で落ち着いたということです。</p>
議長（会長）	他にないですか。
竹下会長代理	よろしいですか。

議長（会長）	はい、会長代理。
竹下会長代理	権利設定の1番です。 確認ですが、農業と畜産もされているとの説明でしたが、畜産は何をされてるのですか。
議長（会長）	はい、増田委員。
増田委員	繁殖牛です。
議長（会長）	畜産ということですが、（事務局で）資料の確認に時間がかかる ようですので、今の件については事務局で確認するそうです で、ここで休憩をとりたいと思います。 10時25分まで休憩を取りたいと思います。
	（休憩 10時15分から10時25分まで）
議長（会長）	休憩前に引き続き審議に入ります。 先ほど質問がありましたので、事務局の方で調べてもらったよう ですので、事務局より説明をお願いします。
事務局	先ほどの件ですが、確認しましたところお孫さんが経営されてる ということで、牛が1頭か2頭いるということでした。 なので一応、整理番号〇〇番の方は、牛は無しということでお願 いします。
議長（会長）	よろしいですか。
竹下会長代理	はい、わかりました。
議長（会長）	他に質問ありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 所有権移転、整理番号〇番と〇〇番を除く議案第39号は原案の とおり決定することに、賛成の委員の举手を求めます。 (全員举手)

議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第39号は、お諮りのとおり決定します。</p>
事務局	<p>次に、議案第40号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第40号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について説明します。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は226件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>また、今回は件数が多いため、地目についても省略します。</p> <p>それでは、資料の25ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、2873平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番、4023平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号3番、4505平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号4番、922平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号5番、4196平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号6番、1902平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号7番、1699平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号8番、181平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号9番、1266平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号10番、438平米の賃貸借です。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>整理番号11番、1941平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号12番、474平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号13番、1753平米の賃貸借です。</p>

整理番号14番、1162平米の賃貸借です。
整理番号15番、2784平米の賃貸借です。
整理番号16番、847平米の賃貸借です。
整理番号17番、5212平米の賃貸借です。
整理番号18番、1105平米の賃貸借です。
岩屋委員の掘り起こしです。
整理番号19番、316平米の賃貸借です。
整理番号20番、3833平米の賃貸借です。
整理番号21番、2164平米の賃貸借です。
27ページをご覧ください。
整理番号22番、3378平米の賃貸借です。
整理番号23番、301平米の賃貸借です。
整理番号24番、1043平米の賃貸借です。
整理番号25番、320平米の賃貸借です。
整理番号26番、152平米の賃貸借です。
整理番号27番、2977平米の賃貸借です。
整理番号28番、2479平米の賃貸借です。
整理番号29番、2757平米の賃貸借です。
吐師委員の掘り起こしです。
28ページをご覧ください。
整理番号30番、1776平米の賃貸借です。
整理番号31番、1719平米の賃貸借です。
整理番号32番、959平米の賃貸借です。
整理番号33番、3484平米の賃貸借です。
整理番号34番、15平米の賃貸借です。
整理番号35番、29平米の賃貸借です。
整理番号36番、104平米の賃貸借です。
整理番号37番、31平米の賃貸借です。

整理番号38番、3987平米の賃貸借です。
整理番号39番、248平米の賃貸借です。
29ページをご覧ください。
整理番号40番、797平米の賃貸借です。
整理番号41番、118平米の賃貸借です。
整理番号42番、232平米の賃貸借です。
整理番号43番、1291平米の賃貸借です。
整理番号44番、1627平米の賃貸借です。
整理番号45番、2332平米の賃貸借です。
整理番号46番、1202平米の賃貸借です。
整理番号47番、664平米の賃貸借です。
整理番号48番、3102平米の賃貸借です。
整理番号49番、2481平米の賃貸借です。
整理番号50番、1945平米の賃貸借です。
整理番号51番、1431平米の賃貸借です。
整理番号52番、1718平米の賃貸借です。
30ページをご覧ください。
整理番号53番、2361平米の賃貸借です。
整理番号54番、1164平米の賃貸借です。
整理番号55番、1427平米の賃貸借です。
整理番号56番、2852平米の賃貸借です。
整理番号57番、1225平米の賃貸借です。
整理番号58番、6063平米の使用貸借です。
整理番号59番、2379平米の使用貸借です。
整理番号60番、2445平米の使用貸借です。
整理番号61番、2371平米の賃貸借です。
整理番号62番、3974平米の使用貸借です。
整理番号63番、927平米の賃貸借です。

整理番号64番、1603平米の賃貸借です。
31ページをご覧ください。

整理番号65番、2400平米の賃貸借です。

整理番号66番、2196平米の賃貸借です。

整理番号67番、650平米の賃貸借です。

整理番号68番、622平米の賃貸借です。

整理番号69番、252平米の賃貸借です。

整理番号70番、168平米の賃貸借です。

整理番号71番、52平米の賃貸借です。

整理番号72番、25平米の賃貸借です。

整理番号73番、48平米の賃貸借です。

整理番号74番、494平米の賃貸借です。

整理番号75番、153平米の賃貸借です。

整理番号76番、71平米の賃貸借です。

整理番号77番、142平米の賃貸借です。

32ページをご覧ください。

整理番号78番、446平米の賃貸借です。

整理番号79番、188平米の賃貸借です。

整理番号80番、89平米の賃貸借です。

整理番号81番、176平米の賃貸借です。

整理番号82番、371平米の賃貸借です。

整理番号83番、207平米の賃貸借です。

整理番号84番、381平米の賃貸借です。

整理番号85番、2643平米の使用貸借です。

整理番号86番、4172平米の賃貸借です。

33ページをご覧ください。

整理番号87番、4073平米の賃貸借です。

整理番号88番、2923平米の賃貸借です。

整理番号89番、3022平米の賃貸借です。
整理番号90番、4648平米の賃貸借です。
34ページをご覧ください。
整理番号91番、956平米の賃貸借です。
整理番号92番、4090平米の使用貸借です。
整理番号93番、455平米の賃貸借です。
整理番号94番、879平米の賃貸借です。
整理番号95番、7961平米の賃貸借です。
整理番号96番、314平米の使用貸借です。
35ページをご覧ください。
整理番号97番、3317平米の使用貸借です。
整理番号98番、969平米の使用貸借です。
整理番号99番、5554平米の賃貸借です。
整理番号100番、2605平米の使用貸借です。
整理番号101番、5540平米の使用貸借です。
整理番号102番、6037平米の使用貸借です。
細粒番号103番、1896平米の使用貸借です。
整理番号104番、5108平米の使用貸借です。
整理番号105番、9084平米の使用貸借です。
整理番号106番、6627平米の使用貸借です。
36ページをご覧ください。
整理番号107番、1707平米の使用貸借です。
整理番号108番、1790平米の使用貸借です。
整理番号109番、4570平米の使用貸借です。
整理番号110番、2590平米の賃貸借です。
整理番号111番、3740平米の使用貸借です。
整理番号112番、1185平米の賃貸借です。
整理番号113番、2472平米の賃貸借です。

整理番号114番、2794平米の賃貸借です。
整理番号115番、2012平米の使用貸借です。
整理番号116番、1763平米の使用貸借です。
37ページをご覧ください。
整理番号117番、1万401平米の使用貸借です。
38ページをご覧ください。
整理番号118番、4279平米の使用貸借です。
整理番号119番、6256平米の使用貸借です。
39ページをご覧ください。
整理番号120番、1953平米の使用貸借です。
整理番号121番、9396平米の使用貸借です。
整理番号122番、3860平米の使用貸借です。
整理番号123番、445平米の使用貸借です。
整理番号124番、5389平米の使用貸借です。
整理番号125番、1万2479平米の使用貸借です。
40ページをご覧ください。
整理番号126番、5690平米の使用貸借です。
整理番号127番、9597.95平米の使用貸借です。
整理番号128番、3378平米の賃貸借です。
整理番号129番、198平米の使用貸借です。
整理番号130番、6450平米の賃貸借です。
41ページをご覧ください。
整理番号131番、7302平米の賃貸借です。
整理番号132番、1369平米の使用貸借です。
整理番号133番、6168平米の賃貸借です。
整理番号134番、1万2443平米の賃貸借です。
整理番号135番、2540平米の使用貸借です。
整理番号136番、2383平米の使用貸借です。

42ページをご覧ください。
整理番号137番、7013平米の使用貸借です。
整理番号138番、5780平米の使用貸借です。
整理番号139番、2537平米の使用貸借です。
整理番号140番、1531平米の使用貸借です。
整理番号141番、2062平米の使用貸借です。
整理番号142番、8687平米の賃貸借です。
43ページをご覧ください。
整理番号143番、1929平米の賃貸借です。
整理番号144番、5871平米の使用貸借です。
整理番号145番、1435平米の使用貸借です。
整理番号146番、8593平米の使用貸借です。
整理番号147番、1930平米の使用貸借です。
整理番号148番、1939平米の使用貸借です。
整理番号149番、6517平米の使用貸借です。
整理番号150番、1386平米の使用貸借です。
整理番号151番、834平米の使用貸借です。
整理番号152番、1136平米の使用貸借です。
整理番号153番、1032平米の賃貸借です。
整理番号154番、1563平米の使用貸借です。
整理番号155番、528平米の賃貸借です。
整理番号156番、2495平米の使用貸借です。
整理番号157番、5000平米の使用貸借です。
整理番号158番、5127平米の使用貸借です。
整理番号159番、5111平米の使用貸借です。
整理番号160番、2万4907.48平米の使用貸借です。
整理番号161番、5423平米の賃貸借です。
整理番号162番、3390平米の賃貸借です。

整理番号163番、9563平米の使用貸借です。
整理番号164番、7246平米の使用貸借です。
整理番号165番、2552.17平米の使用貸借です。
整理番号166番、363平米の使用貸借です。
整理番号167番、6025平米の使用貸借です。
整理番号168番、7742平米の使用貸借です。
整理番号169番、1518平米の使用貸借です。
整理番号170番、1万6345平米の使用貸借です。
整理番号171番、5317平米の使用貸借です。
50ページをご覧ください。
整理番号172番、6529平米の使用貸借です。
整理番号173番、3687平米の使用貸借です。
整理番号174番、2224平米の使用貸借です。
整理番号175番、3021平米の賃貸借です。
整理番号176番、756平米の賃貸借です。
整理番号177番、827平米の賃貸借です。
整理番号178番、2520平米の賃貸借です。
整理番号179番、981平米の使用貸借です。
51ページをご覧ください。
整理番号180番、1444平米の使用貸借です。
整理番号181番、9848平米の使用貸借です。
整理番号182番、2865平米の使用貸借です。
整理番号183番、1141平米の賃貸借です。
整理番号184番、7298平米の使用貸借です。
整理番号185番、1066平米の賃貸借です。
整理番号186番、1063平米の賃貸借です。
整理番号187番、1515.2平米の使用貸借です。
52ページをご覧ください。

整理番号188番、881平米の使用貸借です。

整理番号189番、2587平米の使用貸借です。

整理番号190番、1323平米の使用貸借です。

整理番号191番、2787平米の使用貸借です。

整理番号192番、5076平米の賃貸借です。

整理番号193番、4783平米の賃貸借です。

整理番号194番、2899平米の使用貸借です。

整理番号195番、1947平米の使用貸借です。

53ページをご覧ください。

整理番号196番、5400平米の使用貸借です。

整理番号197番、3273平米の賃貸借です。

整理番号198番、703平米の賃貸借です。

整理番号199番、126平米の賃貸借です。

整理番号200番、4905平米の賃貸借です。

整理番号201番、5106平米の賃貸借です。

整理番号202番、3905平米の賃貸借です。

54ページをご覧ください。

整理番号203番、3061平米の賃貸借です。

整理番号204番、1518平米の使用貸借です。

整理番号205番、449平米の使用貸借です。

整理番号206番、5205平米の使用貸借です。

整理番号207番、661平米の使用貸借です。

整理番号208番、6513平米の使用貸借です。

整理番号209番、8354平米の使用貸借です。

55ページをご覧ください。

整理番号210番、1万5082平米の使用貸借です。

整理番号211番、8094平米の使用貸借です。

整理番号212番、5891平米の使用貸借です。

	<p>整理番号213番、1491平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号214番、4391平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号215番、977平米の賃貸借です。</p> <p>56ページをご覧ください。</p> <p>整理番号216番、2271平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号217番、486平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号218番、1104平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号219番、2115平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号220番、1385平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号221番、2679平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号222番、1426平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号223番、1822平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号224番、1332平米の賃貸借です。</p> <p>57ページをご覧ください。</p> <p>整理番号225番、1736平米の賃貸借です。</p> <p>山下委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号226番、1万306平米の使用貸借です。</p> <p>以上本計画において、賃借権の設定等を行っている者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号91番、153番および224番の受け手、並びに整理番号92番の出し手および受け手は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号91番、92番、153番および224番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議をします。</p>

	<p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号91番、92番、153番および224番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第40号、整理番号91番、92番、153番および224番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第40号、整理番号91番、92番、153番、224番はお諮りのとおり決定します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>(○○委員 着席)</p>
議長 (会長)	<p>次に、整理番号160番の出し手と受け手は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号160番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号160番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。</p> <p>議案第40号、整理番号160番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第40号、整理番号160番はお諮りのとおり決定します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>（○○委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号177番の受け手は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号177番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>（○○委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号177番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。</p> <p>議案第40号、整理番号177番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案40号、整理番号177番はお諮りのとおり決定します。</p>

	○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長 (会長)	次に、整理番号 209 番の出し手と受け手は、○○委員です。 よって、整理番号 209 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。 ○○委員の退席をお願いします。 (○○委員 退席)
議長 (会長)	それでは、整理番号 209 番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長 (会長)	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第 40 号、整理番号 209 番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長 (会長)	全員賛成と認めます。 よって、議案 40 号、整理番号 209 番は、お諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長 (会長)	それでは、整理番号 91 番、92 番、153 番、160 番、177 番、209 番および 224 番を除く議案第 40 号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 はい、前原委員。
前原委員	26 ページの 11 番です。

	<p>それと、53ページの205番についてお尋ねします。</p> <p>賃料が糀と玄米に分かれています。</p> <p>こちらはどちらが正しいのか。</p> <p>もう一点は、51ページの185番と186番です。</p> <p>賃料は、面積が3平米しか違わないのに、○円ぐらい差がありますが、これはほぼ同じ場所だと思うのですが、この説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>初めに、「糀」と「玄米」につきましては、「糀」が正しい形になります。</p> <p>「玄米」を、「糀」に修正をお願いします。</p> <p>(複数の委員から何番のことですかとの問い合わせ。)</p> <p>11番と200番です。</p> <p>53ページに、100番の賃料が「糀○○キロ」で、それぞれ書かれているので、備考欄に「総額玄米○○○キロ」となっているのを、「総額糀○○○キロ」に修正をお願いします。</p> <p>申し訳ありません。</p> <p>11番も同じような形になってますので、11番も賃料が正しくは「糀合計で○○キロ」が「総額玄米○○キロ」になっているので、こちらも「糀」に修正をお願いします。</p> <p>あと、51ページの185番、186番に関して、以前から同じ契約になっていまして、双方から特段の変更の申し出がなかったため、このような形になっています。</p>
前原委員	はい、そうなのでしょうが、少し違和感があります。
事務局	特段の変更の申し出がなかったので、当事者で納得された契約内容になります。
前原委員	わかりました。
議長（会長）	他にないですか。
	はい、坂元委員。

坂元委員	57ページの最後の226番です。 この備考欄の使用貸借の下の「年金」とありますけども、これについて説明をお願いします。
事務局	この下の「年金」というのは農業者年金のこと、その出し手側の方が農業者年金をもらっている関係で契約を結ばないといけないということで、契約を結んでいます。
議長（会長）	他にないですか。
田中委員	はい、田中委員。 前から思っていることですが、資料を二つ同じもの（議案書とは別に議案第41号の拡大版）を用意される必要があるのですか。 これを一つにすることはできないですか。 印刷費用がもったいないと思いますが。
議長（会長）	答弁をお願いします。
事務局長	本来であれば、この議案書が基本になりますので、議案書で進めさせていただくのが基本なんですが、字がどうしても小さくなる関係で、別冊でお作りしていますが、本来であれば議案書だけにまとめさせていただくのが理想です。 見にくいと思いますが、いかがでしょうか。 ご希望に沿いますが。 (このままでよいという意見。)
事務局長	別冊も同じページを入れるようにしたいと思います。
議長（会長）	はい、杉元委員。
杉元委員	タブレットにできないですか。
事務局長	タブレットは、他の市町村でも少しずつ入ってきてはいるのですが、まだ入るのはまだ先です。 議会に完全に入れば、また農業委員会でも導入できるのかなと思いますが。 いずれはタブレットになってくるかもしれません。

	それまでの間はこの紙面でということでよろしくお願ひします。 よろしいですか。
議長（会長）	はい。
杉元委員	他にないですか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号91番、92番、153番、160番、177番、209番および224番を除く議案第40号は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第40号はお諮りのとおり決定します。 なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。
事務局	次に、議案第41号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第41号農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について説明しますが、説明前に修正をお願いします。 度々の修正で誠に申し訳ありませんが、整理番号4番の計が1筆となっていますが、2筆で、面積が「1015平米」になっていますが、「1171平米」です。 対価が、○○○○○○○円となっていますので、○○○円に修正をお願いします。 それでは、58ページをご覧ください。 この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものです。

本案件の申請件数は4件です。

59ページをご覧ください。

それでは、申請内容について概略を説明します。

整理番号1番、事業区分は一般事業の即売りです。

申請対象農地は、田1筆、3482平米で、農振農用地です。

対価は、○○○○○○○円です。

受け手は、稻作経営で、3万4776平米を耕作しています。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

担い手区分をご覧ください。

これは、売買事業が活用できるかどうかの要件の欄です。

申請対象農地が、○○・○○の地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分の欄をご覧ください。

事業を活用する際の農地の出し手、受け手による手数料の負担割合については、支援事業の場合は手数料が2%、一般事業の場合は手数料が2.5%となります。

支援事業の要件についてですが、受け手が認定農業者ではないため、支援事業の要件を満たさず、一般事業と判断しています。

続きまして、整理番号2番、事業区分は支援事業の即売りです。

申請対象地は、田2筆、2295平米で、農振農用地です。

対価は、○○○○○○○円です。

受け手は、認定農業者で稻作経営を行っています。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

担い手区分をご覧ください。

	<p>申請対象農地が、〇〇の地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内に担い手として位置づけられていますので、売買事業の活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることの全ての要件を満たしていますので、支援事業と判断しています。</p> <p>続きまして、整理番号3番、事業区分は支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、畠1筆、3078平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、畠かんエリア内の農地です。</p> <p>従前地での売買となります。</p> <p>受け手は、認定農業者の農地適格所有法人です。</p> <p>タケノコ、ホウレンソウなどの複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としては、畠作を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地が、〇〇〇畠かんの地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象農地が農振農用地であることの全ての要件を満たしておりましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>続きまして、整理番号4番、事業区分は支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、田2筆、1171平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者で、稲作経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としては、水田を予定されています。</p>
--	---

	<p>扱い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地が〇〇の地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の扱い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることの全ての要件を満たしておりましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>以上本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第41号の審議に入ります。</p> <p>まず、整理番号2番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号2番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第41号、整理番号2番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長（会長）	全員賛成と認めます。

	よって議案第41号、整理番号2番は、お諮りのとおり決定します。
議長（会長）	○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	次に、議案第41号、整理番号3番の受け手は、○○委員が役員を務める法人です。 よって、整理番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。 ○○委員の退席をお願いします。 (○○委員 退席)
議長（会長）	それでは、整理番号3番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第41号、整理番号3番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第41号、整理番号3番はお諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	それでは、整理番号2番、3番を除く議案第41号について審議をします。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。

	はい、杉元委員。
杉元委員	単価が、田んぼによって〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇とあるのですが、この単価はどのように決まっているのですか。 固定資産の評価ですか。
議長（会長）	事務局よりお願いします。
事務局	この単価につきましては、お互いで協議されて決められた金額になります。
杉元委員	協議ではあるのでしょうかなど・・。
議長（会長）	端数について回答をお願いします。
事務局	まず売買事業についてです。 固定資産税の評価額も一応資料として出すこともあります、端数について、特に一番下の対価を見ていただけると1円単位になっています。 先ほどお互いの協議との説明がありましたが、10アール当たりの単価を割り崩して、実際に議案書では面積に応じた単価を表記しています。 総額でいくらとなったときに、例えば面積で割り崩して表示をする場合があります。 10アール当たりの額ではなくで、総額が10万単位で決められると、端数が出てしまうということです。 土地代金につきましては、相場というものがありますが、民法上の契約の自由があり、お互いで決めた金額ということになりますので、了承いただきたいと思います。
杉元委員	わかりました。
議長（会長）	総額いくらの場合、面積で割り崩せば、どうしても端数が出るということです。 はい、他にないですか。 (質疑なし)

議長（会長）	<p>質疑がないようですので質疑を終結します。 お諮りします。</p> <p>整理番号2番、3番を除く議案第41号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第41号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p>
事務局	<p>次に、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」および議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>60ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>61ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字○字○○○、畠1筆、488平米を農機具・資材保管場所、作業場敷地として申請するものです。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第一種農地、都市計画区域は区域内指定なし、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>原則、第一種農地は不許可となります、不許可の例外となる農業用施設用地に該当します。</p> <p>事業費につきましては、整地は自己労力で行い、資材費として○</p>

	<p>〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透および北側市道側溝にて処理されます。</p> <p>6 2ページをお開きください。</p> <p>議案第4 3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>今月の許可申請件数は2件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p> <p>6 3ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇、畠1筆、157平米を花木公園敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域外となります。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透および北側水路にて処理されます。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田2筆、576平米を一般住宅建設敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準につきましては、農地区分が第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域、農振区分は区域外となります。</p> <p>生活排水については合併浄化槽処理を、また敷地内の雨水と北側水路にて処理されます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第4 2号および4 3号については、さる12月19日に第3小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第3小委員会から報告をお願いします。</p>
--	---

	<p>す。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明する前に、農地法第5条申請関係の事業費の方の説明が漏れておりましたので、先にそちらの方を補足説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条の整理番号1番の事業費につきましては、土地購入費〇〇円、駐車場設置費〇〇〇円、花木植樹〇〇円、手すり〇〇〇円、外灯〇〇円、周辺整備〇〇円、計〇〇〇円を自己資金にて計画されています。</p> <p>また、同じく農地法第5条、整理番号2番につきまして、土地購入費〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、住宅建築費〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇円を融資にて実施するよう計画されています。</p> <p>以上補足説明します。</p> <p>それでは、判断根拠の方を説明します。</p> <p>農地法第4条および第5条の規定による許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。</p> <p>よって、今月の議案第42号および第43号の計3件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断します。</p>
議長（会長）	<p>ただいま、第3小委員会委員長報告および事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第42号および43号の審議に入ります。</p> <p>ここで、議案第42号の申請者は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて、議案第42号を審議します。</p>

	<p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、まず議案第42号について審議します。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第42号に対する第3小委員会の判断は、許可相当です。</p> <p>また、事務局の判断も許可相当です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第42号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>(○○委員 着席)</p>
議長 (会長)	<p>次に、議案第43号について審議します。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長 (会長)	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第43号に対する第3小委員会の判断も許可相当です。</p> <p>また、事務局の判断も許可相当です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第43号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、議案第42号および議案第43号については、許可相当として県知事に意見書を提出します。</p> <p>次に、議案第44号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について説明します。</p> <p>内容の前に、制度について概略説明します。</p> <p>生前一括贈与に係る納税猶予の制度は、農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度で、贈与する者が農地の全部を農業後継者である推定相続人に贈与した場合に、贈与を受けた農地について後継者が農業を営んでいる限り贈与税が猶予され、いずれかが死亡したときに贈与税が免除となる制度です。</p> <p>当該証明書は、生前一括贈与に係る納税猶予を受けるために、3年に一度税務署に提出する書類で、農業委員会より農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行しなければならないため、本日の議案で審議していただくものです。</p> <p>それでは、64ページをご覧ください。</p> <p>議案第44号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、今回の証明願い件数は1件となっています。</p> <p>65ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度の贈与税納税猶予の対象者は、ご覧のとおりです。</p> <p>継続の案件です。</p> <p>なお、総会決定後に受贈者に対して証明書を発行いたしまして、税務署に納税猶予の手続きを行っていただくことになります。</p>

議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、対象者について担当委員に調査をしていただいていますので、岩屋委員から報告をお願いします。</p> <p>はい、岩屋委員。</p>
岩屋委員	<p>整理番号1番の受贈者について報告します。</p> <p>受贈者は、〇〇〇自治会内で稲作主体の兼業農家です。</p> <p>耕作者の自宅付近に農地があり、適正に管理されていましたので、今回の証明について何ら問題ないことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいま担当委員からの報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第44号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第44号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第44号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、対象者には、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行します。</p> <p>以上で本日の議案審議は終了しました。</p>

午前11時55分